

(仮称) 川越市汚泥再生処理センター
整備・運営事業
入札説明書

令和6年5月

川越市

※※※※※ 目次 ※※※※※

用語の定義	1
第1 入札説明書の位置づけ	3
第2 本事業の概要	4
第3 入札公告から契約までのスケジュール	9
第4 応募者に関する条件	10
第5 応募に関する留意事項	14
第6 入札に関する手続等	16
第7 本事業の条件等	28
第8 提出書類の審査及び落札者の決定	30
第9 事務取扱	33
別紙1 事業スキーム図（参考）	34
別紙2 リスク分担表	35

用語の定義

本入札説明書において用いる用語を次のとおり定義する。

項目	定義
本市	川越市
本事業	本市が実施する（仮称）川越市汚泥再生処理センター整備・運営事業
本施設	本事業において整備・運営される（仮称）川越市汚泥再生処理センター
処理対象物	本市から排出され、本施設に搬入するし尿、浄化槽汚泥、農業集落排水施設汚泥、雑排水
DBO方式	公共が資金調達し、Design(設計)、Build(施工)、Operate(運営)を一括して民間に発注する方式
事業者選定委員会	本事業の実施に際して必要となる事項の検討及び提案審査を行う目的で、本市が設置する学識経験者等で構成された川越市汚泥再生処理センター整備・運営事業者選定委員会
特定事業契約	本市と締結される3つの契約（基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約）
基本協定	本事業開始のための基本的事項に係る本市と落札者の間で締結される基本協定書に基づく協定
基本契約	本事業の実施に際し、本市と民間事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な、本事業の全般にわたる事項及び本事業に係る基本的事項を定めるために締結する契約
建設工事請負契約	本市と建設請負事業者が締結する建設工事請負契約書に基づく契約
運営業務委託契約	本市と運営事業者が締結する運営業務委託契約書に基づく契約
民間事業者	本市と特定事業契約を締結し、本事業を実施する者
構成員	本事業の入札に複数で参加する企業グループ（特定建設工事共同企業体を含む。以下同じ。）のうち、本施設の設計・建設又は運転・維持管理業務を行う者
建設請負事業者	民間事業者のうち、本施設の設計・建設業務を担当する者
運営事業者	民間事業者のうち、本施設の運営業務を担当する者
代表企業	構成員を代表して応募手続等を行う企業

項目	定義
応募者	本事業の入札に参加する、複数の企業からなる企業グループ
認定者	応募者のうち、参加資格を認定された者
入札参加者	認定者のうち、基礎審査の結果、事業価格の入札に関する通知を受けた者
落札者	事業者選定委員会の報告を受けて本事業を落札した者
入札説明書類	本事業の入札公告の際に配布する入札説明書、要求水準書、契約書案、協定書案、落札者決定基準であり、本事業に関する要求水準、契約条件、事業者の選定基準等の基本条件を示す資料

第1 入札説明書の位置づけ

本入札説明書は、本市が本事業を実施する民間事業者を総合評価一般競争入札により募集及び選定するに当たり、応募者に配付するものである。

本事業に係る入札公告に基づく民間事業者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、本入札説明書によるものとする。

なお、本入札説明書に併せて配付する様式集、落札者決定基準、要求水準書及び契約書案（基本契約書案、建設工事請負契約書案、運営業務委託契約書案及び基本協定書案）も一体の資料とみなし、これらの資料を「入札説明書類」とする。

第2 本事業の概要

1 事業名称

(仮称) 川越市汚泥再生処理センター整備・運営事業

2 対象となる公共施設

一般廃棄物処理施設 (し尿処理施設)

3 公共施設の管理者

川越市長 川合善明

4 本事業の目的

本市が所管するし尿処理施設 (川越市環境衛生センター) は、昭和55年の竣工後、44年経過しており、施設全体に老朽化及び損傷等が認められる状況にあることから、施設の全体更新を計画しているところである。

本事業は、し尿等の適正処理の安定的な維持並びに費用対効果の高い施設整備及び長期にわたる効果的な施設運営を図ることを目的とし、本施設の設計・建設及び運営を一括で民間事業者が発注するものである。

5 本施設の概要

項目	内容
処理対象物	し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水施設汚泥、雑排水
計画処理量	122kL／日 し尿 浄化槽汚泥 農業集落排水施設汚泥 雑排水 : 4 kL/日 : 110 kL/日 : 7 kL/日 : 1 kL/日
処理方式	水処理：固液分離・希釈放流方式 資源化：助燃剤化方式
放流先	公共下水道
建設場所	埼玉県川越市大字大仙波1249番地1 (川越市環境衛生センター内)
敷地面積 (工事範囲)	約3,000㎡

6 事業方式

本事業はDBO方式により実施するものとし、本施設の設計・建設は、建設請負事業者が結成する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）が行い、運営は、運営事業者（本施設の運営に当たり、特別目的会社の設立を想定していない。）が行うものとする。本施設の設計・建設は、循環型社会形成推進交付金の活用を計画している。民間事業者は、本施設を30年間以上の使用を前提とした設計・建設及び運営を行うものとする。

7 事業期間

特定事業契約締結日から令和24年9月30日まで

（1）設計・建設期間：特定事業契約締結日から令和10年3月15日まで

（本施設の部分引渡し予定：令和9年9月30日）

（2）運営期間：本施設供用開始日（予定：令和9年10月1日）から令和24年9月30日まで

（運営準備期間：特定事業契約締結日から本施設供用開始日まで）

8 契約形態

本市は、本施設の設計・建設及び運営を一括して委託する又は請け負わせるために、本事業に係る基本契約を民間事業者と締結する。また、本市は基本契約に基づき、建設請負事業者と建設工事請負契約を締結するとともに、運営事業者と運営業務委託契約を締結する。

なお、特定事業契約の締結主体を別紙1「事業スキーム図（参考）」に示す。

9 事業範囲

（1）民間事業者の業務範囲

ア 設計・建設業務

建設請負事業者は、建設工事請負契約、要求水準書及び関係法令等に基づき、本施設の設計・建設業務を行う。設計・建設業務の範囲は以下のとおりである。

なお、詳細は要求水準書【設計・建設業務】に示す。

（ア）本工事

a 機械工事

（a）受入・貯留設備工事

- (b) 固液分離設備工事
- (c) 分離液希釈放流設備工事
- (d) 脱臭設備工事
- (e) 給排水設備工事

b 配管工事

- (a) し尿及び浄化槽汚泥系統配管工事
- (b) 污水系統配管工事
- (c) 汚泥系統配管工事
- (d) 空気系統配管工事
- (e) 臭気系統配管工事
- (f) 薬品系統配管工事
- (g) 給排水系統配管工事

c 電気工事

d 計装工事

e 土木・建築工事

- (a) 受入・貯留設備工事
- (b) 固液分離設備工事
- (c) 分離液希釈放流設備工事
- (d) 脱臭設備工事
- (e) 給排水設備工事
- (f) 処理・管理棟工事

(イ) 付帯工事

- a 敷地造成工事
- b 構内道路工事
- c 門扉・門柱、囲障工事
- d 駐車場工事
- e 構内雨水排水工事
- f 処理水放流管工事
- g 散水設備工事
- h 植樹・造園工事
- i 既設内容物処理工事
- j 既設管理棟等解体撤去工事

(ウ) その他設備

イ 運営業務

運営事業者は、運営業務委託契約、要求水準書及び関係法令等に基づき、本施設の運営業務を行う。運営業務の範囲は以下のとおりである。

なお、詳細は要求水準書【運営業務】に示す。

(ア) 運転管理業務

- a 各種設備の運転操作
- b 受入業務・搬入管理
- c 資源化物等搬出業務
- d 分析・測定等

(イ) 施設保全業務

- a 各種設備の保守
- b 水槽清掃
- c 法定点検・法定検査
- d 建物及び構内の保全管理

(ウ) 用役及び物品類の調達・管理業務

- a 用役及び物品類の調達
- b 保管・在庫管理

(エ) その他業務

- a 施設の清掃
- b 植栽管理
- c 災害時対応
- d 見学者等対応支援
- e 住民対応への協力
- f その他業務

(オ) 報告書等の作成

- a 運転管理記録
- b 保守点検記録
- c 業務計画書・業務報告書等
- d その他資料の作成

(2) 本市の業務範囲

- ア 用地の確保
- イ 処理対象物の搬入
- ウ 本事業の監視
- エ 住民対応
- オ 施設見学者対応
- カ 設計・建設費及び運営費の支払い
- キ 資源化物の有効活用及び残渣処分
- ク 循環型社会形成推進交付金に係る手続き

ただし、本市が民間事業者に対して協力を求めた場合、手続等に必要な資料の提出等について協力するものとする。

10. 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を実施するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守すること。

第3 入札公告から契約までのスケジュール

本事業に係る入札公告から契約までのスケジュールは、次のとおりとする。

日 付	内 容
令和6年5月16日（木）	入札公告
令和6年5月16日（木）から 令和6年6月5日（水）まで	入札説明書類の配付
令和6年5月22日（水）から 令和6年5月23日（木）まで	図書閲覧及び現地確認の申込受付
令和6年5月27日（月）から 令和6年5月28日（火）まで	図書閲覧及び現地確認
令和6年5月30日（木）から 令和6年6月3日（月）まで	入札説明書類に関する質問受付（1回目）
令和6年6月14日（金）	入札説明書類への質問に対する回答（1回目）
令和6年6月4日（火）から 令和6年6月21日（金）まで	参加資格審査申請書類の受付
令和6年6月28日（金）	参加資格審査結果通知書の交付 技術提案書の提出要請
令和6年7月3日（水）から 令和6年7月5日（金）まで	入札説明書類に関する質問受付（2回目）
令和6年7月16日（火）	入札説明書類への質問に対する回答（2回目）
令和6年8月19日（月）から 令和6年8月21日（水）まで	技術提案書の受付
令和6年9～10月上旬（予定）	改善指示及び改善回答書の受付
令和6年11月中旬（予定）※	ヒアリング
令和6年11月中旬（予定）※	入札書の提出
令和6年11月下旬（予定）※	総合評価入札の結果通知、落札者決定及び公表
令和6年12月上旬（予定）※	基本協定の締結
令和7年1月中旬（予定）※	建設工事請負仮契約の締結
令和7年3月（予定）	議会承認
令和7年3月（予定）	基本契約・建設工事請負契約・運営業務委託契約の締結

※：提出された技術提案書に対して、改善指示に該当する応募者がいない場合は、1箇月程度のスケジュール繰り上げを行う。その際は別途通知する。

第4 応募者に関する条件

1 応募者の備えるべき参加資格要件

本事業に応募する者は、次に掲げる要件を全て備えていること。

(1) 応募者の構成等

応募者の構成は、以下のとおりとする。

ア 応募者は、「第2 9 (1) 民間事業者の業務範囲」に示す業務を実施する予定の者（一つの企業がこれらの役割のいくつかを兼任することを認める。）とする。

イ 応募者は「構成員」のみで構成し、構成員のうち「第4 1 (3) ア プラントの設計・建設業務を行う者」を代表企業に定めるものとする。

ウ 応募者は、参加資格審査申請時に代表企業、その他の構成員を明らかにし、それぞれが本事業の遂行上果たす役割を明らかにするものとする。

エ 代表企業の変更、構成員の変更は原則として認めない。ただし、合併等による変更はこの限りではない。

オ 構成員が、他の応募者の構成員となることはできない。

カ 構成員と資本関係・人的関係にある企業が、他の応募者の構成員となることはできない。

キ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者の参加資格要件

応募者は、以下の各号の要件を満たすものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 令和5・6年度川越市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

ウ 川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成5年9月28日市長決裁。）に基づく入札参加停止の措置及び川越市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成8年7月1日市長決裁）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

エ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による営業停止処分を受けていないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

カ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされていないこ

と。

キ 法人税、事業税、消費税（地方消費税も含む。）、地方税を滞納していないこと。

ク 本事業に関する本市のアドバイザー業務を受託している一般財団法人日本環境衛生センターと当該アドバイザー業務において提携関係にないこと。また、同法人と資本関係・人的関係がないこと。

（３）本施設の各業務を行う者の要件

応募者は、本事業における各業務を行う者として、以下のア～ウの項目をすべて満たすように企業構成すること。

ア プラントの設計・建設業務を行う者

（ア）建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による「清掃施設工事」の特定建設業の許可を受けている者

（イ）建設業法第27条の2第3第1項に規定する経営事項審査結果の清掃施設工事に係る総合評定値が1,000点以上であること。

（ウ）地方公共団体（広域連合及び一部事務組合を含む。）が発注した循環型社会形成推進交付金事業における汚泥再生処理センターの建設工事を元請として受注し、平成26年度以降に着工し、稼動開始に至った実績がある者。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上であること。

（エ）清掃施設工事に係る監理技術者資格証の交付を受け、かつ、平成26年度以降に着工したし尿処理施設（汚泥再生処理センターを含む。）の建設工事の経験がある技術者を専任で配置できる者であること。

イ 建築物の設計・建設業務を行う者

（ア）建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による「建築工事業」の特定建設業の許可を受けている者

（イ）少なくとも1者は建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者

（ウ）川越市競争入札参加資格者名簿（建築工事業）に登録されていること。なお、少なくとも1者は格付がA級であること。

（エ）本市に本店が所在する者

（オ）少なくとも1者は地方公共団体が発注した建設工事を完了させた経験がある技術者であり、かつ、建設業法第26条に規定する建築一式工事に係る監理技術者資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。

(カ) 少なくとも 1 者は契約金額が7,000万円以上の公共施設の建設工事を元請として受注し、完成した実績があること。

ウ 運營業務を行う者

一つの業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも 1 者が以下の要件をすべて満たすこととし、運營業務を行う者の代表構成員（以下「運営代表構成員」という。）とすること。なお、運営代表構成員は、本市への報告や本市からの問合せ等に対する総合的な取りまとめを担うものとする。また、運営代表構成員以外の者は、本市に委託料を請求する権限及び本市から受領する権限を運営代表構成員に委任すること。

(ア) 地方公共団体（広域連合及び一部事務組合を含む。）が発注した同種業務※の受託実績がある者

(イ) 川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成 7 年条例第15号）第 4 3 条に示す技術管理者の資格を有し、かつ、同種業務の経験がある技術者を専任で配置できる者

※本業務の入札手続における同種業務とは、以下に示す業務とする。

同種業務：し尿処理施設（汚泥再生処理センター含む。）における施設の運転管理に加え、用役の調達・管理及び設備の修繕・整備について包括的に運営管理を行う業務

(4) 共同企業体の取り扱いについて

ア 運営形態

共同企業体の運営は、原則として、共同施工方式（甲型）とする。なお、甲型の場合、出資比率の最小限度基準は、原則として、技術者を適正に配置して共同実施を確保し得るよう。共同企業体の構成員数を勘案して次のとおり定めるものとする。

(ア) 共同企業体の構成員が 2 者の場合 30%以上

(イ) 共同企業体の構成員が 3 者の場合 20%以上

イ 結成方法

結成方法は、自主結成とする。

ウ 代表者の選定

共同企業体の代表者は、本事業において中心的な役割を担う、プラントの設計・建設業務を行う者（代表構成員）とする。なお、代表構成員は、共同企業

体の形態に関わらず、本市からの問合せ等に対する総合的な取りまとめを担うものとする。

エ 要件

(ア) 共同企業体の構成員の数は、3 者以内であること。なお、「プラントの設計・建設業務を行う者」は1 者、「建築物の設計・建設業務を行う者」は2 者以内とし、その組み合わせは、以下のどちらかとする。

a 「プラントの設計・建設業務を行う者」1 者と「建築物の設計・建設業務を行う者（格付A級）」1 者

b 「プラントの設計・建設業務を行う者」1 者と「建築物の設計・建設業務を行う者（格付A級）」1 者と「建築物の設計・建設業務を行う者（格付B級又はC級のいずれか）」1 者

(イ) 共同企業体のすべての構成員が、当該工事に対する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

オ 有効期間

本市と契約を締結した共同企業体の有効期間は、設計・建設業務終了後、12 ヶ月を経過した日までとする。ただし、有効期間満了後であっても、設計・建設業務に係る契約不適合責任がある場合には、構成員は連帯してその責めを負うものとする。

(5) 参加資格の喪失

参加資格の認定から特定事業契約の締結までの間に、上記「(1) ～ (4)」に掲げる要件を欠くこととなった場合には、当該応募者は失格とする。

2 本事業における予定価格

本事業における予定価格は以下のとおりである。なお、以下の予定価格は消費税及び地方消費税の額を含む。

予定価格	7, 8 1 7, 5 2 4, 0 0 0 円
(1) 設計・建設業務	3, 7 8 9, 5 0 0, 0 0 0 円
(2) 運營業務	4, 0 2 8, 0 2 4, 0 0 0 円

第5 応募に関する留意事項

1 入札説明書類の承諾

本事業に応募する者は、参加資格審査申請書類の提出をもって、入札説明書類の記載内容を承諾したものとする。

2 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

提出書類に関して使用する言語は、日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

3 用紙及び文字サイズ

提出書類に使用する用紙はA4判又はA3判とし、文字のサイズを11ポイント以上（図表を除く。）とする。

4 提出書類の変更

一度提出された書類は、原則として変更することができない。ただし、本市が技術提案書の内容について改善を指示し、修正する場合はこの限りでない。

5 提出書類の返却

提出書類は、返却しない。なお、原則として、提出書類は本事業の発注手続以外の目的に使用しないものとする。

6 提出書類の著作権

提出書類の著作権は、その応募者に帰属する。ただし、本市が応募者の承諾を得た場合には、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。

7 費用負担

本事業の発注手続に係る書類の作成・提出、現地調査、ヒアリング等に関する費用は、全て応募者の負担とする。

8 本市が提供する資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

また、この検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示したりしてはならない。

9 その他

入札説明書類に定めるもののほか、本事業の発注手続の遂行に当たって必要な事項が生じた場合には、別途通知する。

第6 入札に関する手続等

1 入札説明書類に関する事項（1回目）

（1）入札説明書類の配付

ア 配付期間

（ア）日程

令和6年5月16日（木）から令和6年6月5日（水）まで

（ただし、川越市の休日を定める条例（平成元年条例第39号）に基づく市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

（イ）時間

午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

イ 配付場所

川越市 環境部 環境施設課 （本入札説明書「第9」参照）

ウ 配付資料

入札説明書、様式集、落札者決定基準、要求水準書、基本契約書案、建設工事請負契約書案及び運營業務委託契約書案、基本協定書案

（本市のホームページからダウンロード可）

2 図書閲覧及び現地確認に関する事項

図書閲覧及び現地確認は、次のとおり行う。図書閲覧及び現地確認を希望する者は、図書閲覧及び現地確認申込書（様式1）により事前の申込を行い、実施時に図書閲覧及び現地確認に係る誓約書（様式2）を提出して行うこと。複数の事業者が参加する場合、様式1は代表するもの1者、様式2については事業者ごとに提出すること。

（1）図書閲覧及び現地確認の申込

ア 申込期間

令和6年5月22日（水）から令和6年5月23日（木）午後5時まで

イ 申込書類の提出方法

（ア）提出方法

図書閲覧及び現地確認申込書（様式1）をPDF形式にて電子メールにより提出すること。図書閲覧及び現地確認申込書の送信に当たっては、件名を「閲覧・確認申込（会社名）」とし、メール送信後は、送信確認の電話をすること。

（イ）送信先

川越市 環境部 環境施設課 （本入札説明書「第9」参照）

(2) 図書閲覧及び現地確認の実施

ア 期間

令和6年5月27日（月）から令和6年5月28日（火）までの午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）までの間で、本市が指定した日時とする。

イ 場所

現地確認は、本入札説明書「第2 5」に示す建設場所において行う。

ウ 図書閲覧及び現地確認に当たっての留意事項

- （ア）図書閲覧及び現地確認に係る誓約書（様式2）を持参し、本市へ提出すること。
- （イ）参加者が様式2に記載する事業者に所属していることを証明する書類を実施場所において担当者に提示すること。
- （ウ）本市が指定した時間までに終了すること。
- （エ）資料の貸出しは行わない。指定された時間内において、カメラ、ビデオ等の記録媒体を使用する場合は、必ず本市の了解を得ること。
- （オ）入札説明書類に係る質問はしないこと。
- （カ）担当者の指示に従うこと。

(3) 入札説明書類に関する質問の受付（1回目）

入札説明書類の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和6年5月30日（木）から令和6年6月3日（月）午後5時まで

イ 質問方法

入札説明書類の内容等に関する質問は、質問書（様式3）に質問内容を簡潔にまとめて記載し（手書き不可）、電子メールにより提出すること。質問書の送信に当たっては、件名を「入札説明書類への質問（会社名）」とし、メール送信後は、送信確認の電話をすること。また、提出に当たって使用するソフトは、「Microsoft Word」（Windows版）とすること。

なお、電話、口頭、FAX及び郵送等による質問には対応しないものとする。

ウ 質問書の送信先

川越市 環境部 環境施設課 （本入札説明書「第9」参照）

(4) 入札説明書類への質問に対する回答（1回目）

入札説明書類の内容等に関する質問については、令和6年6月14日（金）までに、本市のホームページにおいて各々の質問に対する回答書をまとめて公開する。ただし、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、また、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する質問に対する回答については、当該質問者に対して個別回答を実施する。個別回答を希望する場合は、質問書の提出時にその旨を記載すること。内容がすべての提案や要求水準の一般に係る質問である場合は、その回答は公表するものとする。なお、本市が必要と認めた場合は質問内容について直接確認する場合がある。その他、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

3 参加資格審査申請手続及び参加資格審査に関する事項

(1) 参加資格審査申請書類の受付

応募者から参加資格審査申請書類を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

(ア) 日程

令和6年6月4日（火）から令和6年6月21日（金）まで

(イ) 時間

午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

なお、最終日の受付は正午必着までとする。

イ 提出方法

持参又は郵送とする。

持参する場合には、前日までに受付日時および提出先について本市と調整すること。

ウ 郵送先

川越市 環境部 環境施設課 （本入札説明書「第9」参照）

エ 提出部数

正1部、副2部、電子データ一式CD-R1枚

(2) 参加資格審査申請書類の内訳

ア 参加表明書

（様式4）

- イ 構成員表 (様式 5)
- ウ 委任状 (代表企業) (様式 6)
- エ 参加資格審査申請書 (様式 7)
- オ 誓約書 (様式 8)
- (ア) 全ての構成員に必要な書類
 - a 会社概要 (様式 9)
 - b 資本関係・人的関係調書 (様式 10)
 - c 納税証明書 [法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書 (その 3 の 3)] の写し (直近 3 ヶ月以内のもの)。
 - d 印鑑証明書
- (イ) プラントの設計・建設業務を行う者に必要な書類
 - a 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 3 条第 1 項の規定による「清掃施設工事」に係る特定建設業の許可を受けていることを証明する書類
 - b 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する直近の経営事項審査結果通知書 (清掃施設工事) の写し
 - c 工事施工実績届出書 (様式 11-1)
 - d 予定監理技術者の経歴 (様式 12-1)
 - e 予定監理技術者の法令による免許等の写し
 - f 予定監理技術者の工事経歴を証明する書類 (CORINS 登録に係る登録内容確認書又は当該工事の発注機関等の第三者が発行した書類の写し)
 - g 予定監理技術者と恒常的な雇用関係が確認できる書類の写し
- (ウ) 建築物の設計・建設業務を行う者に必要な書類
 - a 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 3 条第 1 項の規定による「建築工事業」に係る特定建設業の許可を受けていることを証明する書類
 - b 主たる業務を担う 1 者は建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を証明する書類
 - c 工事施工実績届出書 (様式 11-2)
 - d 予定監理技術者又は主任技術者の経歴 (様式 12-2)
 - e 予定監理技術者又は主任技術者の法令による免許等の写し
 - f 予定監理技術者又は主任技術者の工事経歴を証明する書類 (CORINS 登録に係る登録内容確認書又は当該工事の発注機関等の第三者が発行した書類の写し)

g 予定監理技術者と恒常的な雇用関係が確認できる書類の写し

(エ) 運營業務を行う者に必要な書類

a 受託実績届出書 (様式 13)

b 受託実績に係る契約書等の写し

c 受託実績内容を確認できる書類の写し

d 技術管理者として配置予定の技術者の経歴 (様式 14)

e 技術管理者として配置予定の技術者の資格等を証する書類の写し

f 技術管理者として配置予定の技術者の業務経歴に係る内容を確認できる書類の写し

g 技術管理者として配置予定の技術者と恒常的な雇用関係が確認できる書類の写し

(オ) 共同企業体の結成に必要な書類

a 設計・建設事業者の構成 (様式 15)

b 特定建設工事共同企業体協定書 (様式 16-1 又は 16-2)

共同施工方式（甲型）は様式 16-1 とし、分担施工方式（乙型）は様式 16-2 とし、その写しを提出すること。

(3) 参加資格審査

本市は、提出された参加資格審査申請書類により、応募者が「第 4 応募者に関する条件」を満たしているかの審査を行う。

参加資格審査の結果については、令和 6 年 6 月 28 日（金）までに各応募者に書面で通知する。なお、電話、電子メール、FAX、口頭、郵送等による問合せには対応しない。

ア 参加資格認定の場合

認定者には、当該認定を通知するとともに技術提案書の提出を要請する。ただし、参加資格の認定から落札決定までの期間において「第 4 応募者に関する条件」を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

イ 参加資格非認定の場合

参加資格を認定されなかった者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（休日を除く。）以内に、本市に対し、参加資格非認定の理由について、説明を求めることができる。説明を求める場合は、その旨を書面（様式任意）に記載し、本市へ提出するものとする。

(ア) 提出方法

持参のみ（電話、電子メール、FAX、口頭、郵送等によるものは受け付けない。）

(イ) 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

(ウ) 提出先

川越市 環境部 環境施設課 （本入札説明書「第 9」参照）

(エ) 回答

当該書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内（休日を除く。）に書面により回答する。

4 入札説明書類に関する事項（2 回目）

（1）入札説明書類に関する質問の受付（2 回目）

入札説明書類の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和 6 年 7 月 3 日（水）から令和 6 年 7 月 5 日（金）午後 5 時まで

イ 質問方法

入札説明書類の内容等に関する質問は、質問書（様式 3）に質問内容を簡潔にまとめて記載し（手書き不可）、電子メールにより提出すること。質問書の送信に当たっては、件名を「入札説明書類への質問（認定者名）」とし、メール送信後は、送信確認の電話をすること。また、提出に当たって使用するソフトは、「Microsoft Word」（Windows 版）とすること。

なお、電話、口頭、FAX 及び郵送等による質問には対応しないものとする。

ウ 質問書の送信先

川越市 環境部 環境施設課 （本入札説明書「第 9」参照）

（2）入札説明書類への質問に対する回答（2 回目）

入札説明書類の内容等に関する質問については、令和 6 年 7 月 16 日（火）までに、本市のホームページにおいて各々の質問に対する回答書をまとめて公開する。ただし、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、また、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する質問に対する回答については、当該質問者に対して個別回答を実施する。個別回答を希望する場合は、質問書の提出時にその旨を

記載すること。内容がすべての提案や要求水準の一般に係る質問である場合は、その回答は公表するものとする。なお、本市が必要と認めた場合は質問内容について直接確認する場合がある。その他、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

5 技術提案書の提出及び基礎審査に関する事項

(1) 技術提案書の受付

技術提案書を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

(ア) 日程

令和6年8月19日（月）から令和6年8月21日（水）まで

(イ) 時間

午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

イ 提出方法

持参とし、その他の方法は認めない。

持参する前日までに受付日時および提出先について本市と調整すること。

ウ 提出部数

正1部、副10部

C D - R O M（提出図書の電子データ、P D F形式）2枚

(2) 技術提案書の作成

技術提案書は、入札説明書類に基づき作成すること。技術提案書として提出する書類は、以下のとおりとする。

ア 技術提案書

技術提案書提出書 (様式17)

(ア) 設計・建設業務に係る提案

a 施設概要説明書 (様式18)

b 設計計算書 (様式19)

(a) 設計条件

(b) 水量収支

(c) 工程別の水質と除去率

(d) 脱臭（風量）計算

- (e) 各設備必要容量・能力・数量等計算書
- c 設備仕様書 (様式 20)
- d 図面類 (様式 21)
 - (a) 全体配置図
 - (b) 動線計画図 (工事期間中における既存施設の動線を含む。)
 - (c) 処理フローシート
 - (d) 水位高低図
 - (e) 主要機器配置図
 - (f) 土木建築一般図 (各階平面図、断面図、立面図、各室面積及び建築仕上げ)
 - (g) イメージパース (カラー)
- e 工事工程表 (様式 22)
- (イ) 運営業務に係る提案 (様式 23)
 - a 運営管理体制に関する事項 (様式 23-1)
 - b 運転管理に関する事項 (様式 23-2)
 - c 施設保全に関する事項 (様式 23-3)
 - d 用役及び物品類の調達・管理に関する事項 (様式 23-4)
 - e その他業務に関する事項 (様式 23-5)
- (ウ) 特定要求事項に関する提案 (様式 24)
 - a 本事業に対する実施方針・実施体制 (様式 24-1)
 - b 施設性能に関する事項 (様式 24-2)
 - c 配置・動線計画及び景観に関する事項 (様式 24-3)
 - d 工事工程及び既存施設への配慮に関する事項 (様式 24-4)
 - e 施設性能の適正維持に関する事項 (様式 24-5)
 - f 施設の長寿命化に関する事項 (様式 24-6)
 - g 脱炭素社会実現に向けた取組みに関する事項 (様式 24-7)
 - h 施設の防災、減災等の災害対策に関する事項 (様式 24-8)
 - i 地域の活性化と地元貢献に関する事項 (様式 24-9)

(3) 書類確認及び基礎審査

ア 書類確認

技術提案書の書類確認を行い、提出された書類に不備不足がある場合は、その技術提案書の提出者を失格とし書面で通知する。

イ 基礎審査

技術提案書に不備不足がない場合は、技術提案書の基礎審査を実施する。

(ア) 基礎審査においては、提出された技術提案書と要求水準書との整合性及び提出図書間の整合性などを確認する。

(イ) 技術提案書と要求水準書との軽微な不整合、又は各提出図書間の軽微な不整合が認められた場合は、その技術提案書の提出者に提案内容の改善を書面で指示するとともに、改善回答書の提出を要請する。

(ウ) 性能やリスク分担に関する不整合、同一事項に対する２通り以上の提案等、技術提案仕様書との重大な不整合、又は提出図書間の重大な不整合がある場合は、その技術提案書の提出者を失格とし書面で通知する。

(エ) (ウ) に該当しない技術提案書の提出者に対しては、入札書の提出について通知する。

(４) 改善回答書の受付

改善指示に対する回答書を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和６年９～１０月上旬で、本市が指定した日時とし、詳細は別途通知する。

イ 提出書類

(ア) 改善回答書提出書 (様式２５)

(イ) 改善回答書（手書き不可） (様式２６)

ウ 提出方法

持参とし、その他の方法は認めない。ただし、改善回答書（様式２６）については、持参するほか、ＰＤＦ形式にて電子メールにより別途提出すること。送信に当たっては、件名を「改善回答書（認定者名）」とし、メール送信後は、送信確認の電話をすること。

エ 提出先

別途通知する。

オ 送信先

川越市 環境部 環境施設課 （本入札説明書「第９」参照）

カ 提出部数

正１部、副２部

6 入札書に関する事項

本市は、入札参加者に対し本事業に係る入札を実施する。

(1) 執行日時及び場所

ア 日時

令和6年11月中旬で、本市が指定した日時とし、詳細は別途通知する。

イ 場所

本市が指定した場所とし、詳細は別途通知する。

ウ 入札書類

- | | |
|------------|------------|
| (ア) 入札書 | (様式27) |
| (イ) 工事費内訳書 | (様式28) |
| (ウ) 運営費内訳書 | (様式29-1~3) |

エ 入札保証金

免除する。

オ 執行等

- (ア) 入札参加者は、代理人を入札に参加させるときは、入札委任状(様式30)を入札の前までに提出しなければならない。
- (イ) 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者を前項の代理人とすることができない。
- (ウ) 入札参加者又はその代理人(以下「入札参加者等」という。)は、入札の直前又は、郵送の場合には郵送時に誓約書(様式31)を提出しなければならない。
- (エ) 入札書には、消費税及び地方消費税を除いた値を記入すること。
- (オ) 入札参加者等は、提出した入札書の撤回、書換え又は引換えをすることができない。
- (カ) 入札回数は、1回限りとする。
- (キ) 入札参加者が複数とならない場合においても、入札を執行する。
- (ク) 開札は、原則として入札参加者等の立ち会いの上で行うものとするが、入札参加者等が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- (ケ) 入札価格が入札書比較価格(予定価格から消費税及び地方消費税の額を除いたものをいう。以下同じ。)を超えている場合は、失格とする。
- (コ) その他、詳細は別途通知する。

7 その他

(1) 本市が提示する回答書、指示書等の扱い

本市が提示する通知文書、回答書、指示書、資料等は、入札説明書類と同等の効力を有するものとする。

(2) 発注手続への参加の辞退

ア 本事業の発注手続に応募者は、技術提案書又は入札書の提出前に限り、参加を辞退することができるものとする。

イ 発注手続へ参加を辞退するときは、参加辞退届（様式32）により申し出るものとする。

ウ 参加を辞退した者は、これを理由として以後の業者選定等で不利益な取扱いを受けないものとする。

(3) 発注手続で失格となる行為等

ア 入札説明書類の規定に違反すると認められる場合

イ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

ウ 提出書類に不備不足がある場合

エ 参加資格要件を欠く場合

オ 技術提案書の基礎審査で重大な不整合が認められた場合

カ 入札価格が入札書比較価格を超えた場合

キ 提出書類に虚偽の記載がある場合

ク 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

ケ 著しく信義に反する行為をした場合

コ 関係者に対する工作等、不当な活動を行ったと認められる場合

なお、キ～コに該当する者に対しては、入札参加停止の措置を行うことがある。

(4) 入札の中止等

入札参加者が1者の場合も入札を行う。ただし、入札妨害の疑い、不正又は不誠実な行為等により入札を執行できないと認められるとき、又は競争性を確保し得ないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の取り止め等の対処を図る場合がある。

(5) 発注手続の延期、取り止め等

本市は、(4)のほか、やむを得ない理由により、本事業の発注手続を延期、中止、又は取り消すことがある。この場合において、応募者、認定者又は入札参加者は異議を申し立てることはできず、損害を受けることがあっても、その賠償を請求できないものとする。

第7 本事業の条件等

本事業の実施に係る条件等は、次のとおりである。入札参加者は、これらの条件等を踏まえて、入札書類を作成すること。

1 本市が支払う対価

(1) 設計・建設費の支払い

本市は、設計・建設に係る対価を建設請負事業者に支払う。支払いは、基本的に出来高に応じて支払うものとする。

(2) 運営費の支払い

本市は、本施設の運営に係る対価を固定費、変動費の構成で運営事業者に支払う。なお、物価変動等を考慮し、年1回費用の見直しのため、各種指数を確認し、必要に応じて改定を行う。指数は、毎年7月末日時点で公表等されている値を用いるものとする。ただし、契約当初の指数については、運營業務委託契約書 別紙4 第2項(2)に示す表にある「7月末日時点」を「入札日時点」と読み替えるものとする。

見直し時点から、実際の委託費が支払われるまでの時期に、指数に大幅な乖離（国からの通知等）が生じた場合には、再見直しについて本市と民間事業者で協議する。

2 予想されるリスクの責任分担

(1) リスク管理の基本方針

設計・建設及び運営に係る責任は、原則として民間事業者が負う。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途民間事業者と協議の上、本市が責任を負う。

(2) リスク分担

予想されるリスク及び本市と民間事業者との責任分担は原則として別紙2「リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、特定事業契約で定める。

3 保険等への加入

(1) 建設請負事業者

建設請負事業者は、建設工事保険又は組立保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。）及び請負者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。）に

加入すること。

(2) 運営事業者

本市は災害等による本施設の損害を担保する目的で、本施設の建物及び据付機械を対象とした「建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）」に加入する。

運営事業者は、運営業務に伴うリスクに備えるため、第三者損害賠償保険等の損害を補償する保険等の必要な保険に加入する。

第8 提出書類の審査及び落札者の決定

1 提出書類の審査

(1) 事業者選定委員会の設置

本事業の落札者を選定するに当たり、より公正で競争的な入札の実施及び工事品質の確保を目的として、川越市汚泥再生処理センター整備・運営事業者選定委員会設置条例に基づき、事業者選定委員会を設置する。

事業者選定委員会は以下のとおり4名で構成される。なお、本事業の落札者決定までの間に、応募者等が事業者選定委員会の委員に面談を求めたり、PR書類等を提出したりすること等により、自己を有利に、または他の応募者を不利にするように働きかけを行った者は失格とする。

委員名	役職・所属
◎小川 浩	常葉大学 名誉教授
○山崎 宏史	東洋大学 理工学部都市環境デザイン学科 教授
宮田 直幸	秋田県立大学 生物資源科学部 教授
渡邊 靖雄	川越市 環境部長

◎：委員長、○：副委員長

(2) 提出書類の審査

事業者選定委員会は、「落札者決定基準」に従って、技術提案書のヒアリング及び入札書類の定量化審査を行い、総合評価点が最も高い者（以下「落札候補者」という。）を決定する。

(3) 技術提案等の内容についての確認及び質疑（ヒアリング）

事業者選定委員会は、技術提案書等の内容について、ヒアリングを行うものとする。なお、ヒアリングの実施時期は、令和6年11月中旬とし、詳細は別途文書で通知する。

(4) 審査事項

落札者決定基準に示す。

2 落札者の決定

(1) 落札者の決定

- ア 本市は、事業者選定委員会の落札候補者の決定を踏まえて、落札者を決定する。
- イ 総合評価点が最も高い者が2人以上いる場合は、くじにより落札者を決定するものとする。
- ウ その他、落札者の決定については、「落札者決定基準」によるものとする。
- エ 入札結果は、令和6年11月下旬頃に入札参加者に文書で通知するとともに、本市のホームページ等で公表する。電話等による問合せには応じない。

(2) 入札結果の説明

技術提案書及び入札書を提出したが落札者と決定されなかった者は、本市に対して、その理由の説明を書面（任意様式）により求めることができる。

ア 提出方法

持参のみ（電話、電子メール、FAX、口頭、郵送等によるものは受け付けない。）

イ 提出期限

総合評価入札結果の公表を行った日の翌日から起算して10日以内（ただし、休日を除く。）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

エ 提出先

川越市 環境部 環境施設課 （本入札説明書「第9」参照）

オ 回答

当該書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に書面により回答する。

(3) 落札者の失格

応募者を構成する企業が、落札者決定から契約締結までに、本市との建設工事請負契約及び運營業務委託契約に関して次の事由に該当した場合は、失格とする。

- ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条、第8条第1号又は第19条に違反し、公正取引委員会から排除措置命令を受けた場合。
- イ 贈賄、談合等著しく信頼関係を損なうような不正行為の容疑により個人若しくは法令で定める法人の役員及びその使用人等が逮捕された場合又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。

3 落札者決定後の手続き

(1) 基本協定の締結

落札者は、落札者決定後、速やかに、基本協定書案に基づき、本市と基本協定を締結しなければならない。

(2) 契約詳細の協議

落札者は、落札者決定後、速やかに、基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の締結のために契約詳細の協議を実施する。なお、契約詳細の協議は、契約書案における詳細の協議を行うものであり、入札説明書類に規定された内容及び条件の変更は行わない。

(3) 契約の締結

本市は、民間事業者と基本契約の仮契約を締結する。また、基本契約に基づき、本市と建設請負事業者は建設工事請負仮契約を、本市と運営事業者が運營業務委託仮契約を締結する。

各仮契約は、建設工事請負契約における議会の議決が得られた場合に本契約となる。

(4) 契約保証金

ア 設計・建設期間

建設請負事業者は、本市に対して、請負金額の10分の1以上の契約保証金を納付すること。契約保証金の納付に代わる担保の提供又は契約保証金の免除については、建設工事請負契約書案による。

イ 運営期間

運営事業者は、本市に対して、委託金額の10分の1以上の契約保証金を納付すること。契約保証金の納付に代わる担保の提供又は契約保証金の免除については、運營業務委託契約書案による。

第9 事務取扱

本事業の発注手続に係る事務取扱は、次のとおりである。

川越市 環境部 環境施設課

住 所 : 〒350-0815 埼玉県川越市鯨井782-3

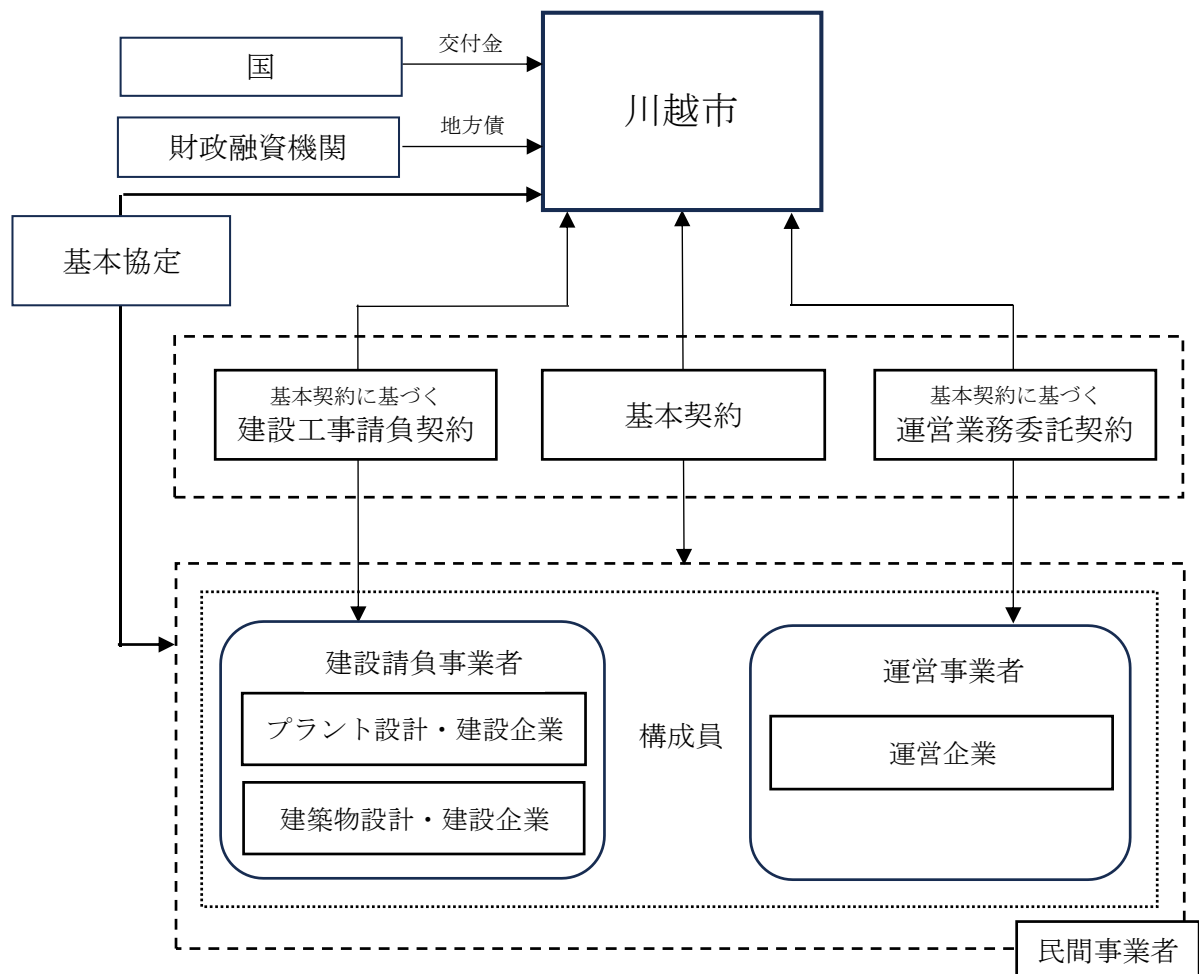
電 話 : 049-239-6901

F A X : 049-239-6903

電子メール : kankyoshisetsu★city.kawagoe.lg.jp

(送信の際は★を@に置き換えてください。)

別紙1 事業スキーム図（参考）



別紙 2 リスク分担表

リスク分担表（その1）

期間	リスク項目		概 要	分担	
				本市	民間事業者
1 全 般	制度関連	制度・法令変更	関係法令・許認可の変更等に係るリスク	○	
		税制変更	民間事業者の利益に課せられる税制度の変更(例：法人税率等の変更)、新税の設立に伴うリスク		○
			上記以外の税制度の変更、新税の設立に伴うリスク	○	
		政治	政策方針の変更による操業中止、コスト増大リスク	○	
		許認可取得	民間事業者が取得すべき許認可の遅延リスク		○
	社会環境	住民対応	民間事業者が実施する業務に起因する住民対応に係るリスク		○
			民間事業者の責めによらない住民対策に係るリスク	○	
		第三者賠償	民間事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故等に対する賠償リスク		○
			民間事業者の責めによらない第三者賠償に係るリスク	○	
		環境保全	民間事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合に関するリスク		○
	物価変動	インフレ/デフレ（物価変動）に係る費用増大リスク（一定の範囲内）			○
		インフレ/デフレ（物価変動）に係る費用増大リスク（一定の範囲外）		○	
	資金調達	本市において本事業実施に際して必要となる資金の調達に係るリスク		○	
	金利変動	金利上昇に伴う市における初期投資に係る資金調達コストの増大リスク		○	
	不可抗力	天災等の不可抗力によるリスク		○	△
	債務不履行	民間事業者の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク			○
		本契約以降の市の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク		○	
	技術革新リスク	技術の陳腐化に起因するもの		○	△

○：主分担、△：副分担

リスク分担表（その２）

期間	リスク項目	概 要	分 担	
			本市	民間事業者
計 画 段 階	測量・調査	本市が実施した地形・地質等現地調査結果に伴う計画・仕様変更によるコストの増大リスク	○	
		建設請負業者が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う計画・仕様変更によるコストの増大リスク		○
	設計	建設請負業者の設計ミス等に基づく遅れによるコストの増大リスク		○
		本市の要求水準を超える指示に基づいた変更によるコストの増大リスク	○	
	事業者選定	応募、提案書作成等に係るコスト		○
	用地確保	事業用地の確保に関するリスク	○	
	変更	建設請負業者の事由による計画変更、遅延によるコストの増大リスク		○
		本市の事由による計画変更、遅延によるコストの増大リスク	○	
建 設 段 階	工事遅延	資材調達、工程管理等の建設請負業者の事由に基づく工事遅延によるコストの増大リスク		○
		本市の事由に基づく工事遅延によるコストの増大リスク	○	
	工事費増大	建設請負業者の事由による工事費の増大リスク		○
		本市の提示条件不備による工事工程、工事方法の変更による工事費の増大リスク	○	
	既存施設への影響	建設請負業者側の事由による既存施設の運営に影響を及ぼすリスク		○
	性能未達	施設が要求水準書（発注条件）に規定する仕様及び性能の達成に不適合で、改修が必要となった場合のコスト増大リスク		○
運 営 段 階	搬入量・搬入性状	搬入量及び搬入性状が契約で規定した範囲を著しく逸脱した場合のコスト変動リスク	○	
	性能未達	運転維持管理に起因する性能未達		○
	施設瑕疵	事業期間中における保証（契約不適合）に係るリスク		○
	運営コスト	設備機器の運営・維持管理の基準未達によるコスト増大、運転停止リスク		○
		搬入した廃棄物に処理不適物が混入していた場合のコスト増大、運転停止リスク	○	
		その他の運営不備によるコスト増大、運転停止リスク		○
	施設損傷	要求水準書（発注条件）に規定する仕様等を満足してもなお発生する天災等、不可抗力の事由によるもの、及びその他運営業者の責めによらない偶発的な事故等による施設損傷の修復コスト	○	
		運営業者の責めによる事故、火災、その他の施設損傷の修復コスト		○

○：主分担、△：副分担

リスク分担表（その３）

期間	リスク項目	概 要	分担	
			本市	民間事業者
５事業終了段階	施設の健全度	事業期間終了時における要求水準の保持		○

○：主分担、△：副分担